

記載例

(様式2-1)

市町村使用欄

市町村名	
受付日	
受付番号	

宮城県知事宛て
(市町村経由)

申請年月日 2025 年〇月〇日

マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録申請書

宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領に基づき、マッチング支援事業における移住支援金対象法人の登録を申請します。

こちらに押印をお願いいたします。

1 申請者欄

フリガナ	〇〇〇〇	フリガナ	〇〇 〇〇
法人名	株式会社 〇〇	法人の代表者氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
本社所在地	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 仙台市〇〇区〇〇〇〇		
法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
担当者名	総務部 〇〇 〇〇	「日本標準産業分類」の 「中分類」を記載ください。	
電話番号(直通)	〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇		
産業分類	06 総合工事業		

2 申請者に係る確認事項 (該当する欄に○を付けてください)

(1) 国が定める共通要件

官公庁等(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと	該当する	該当しない
---	------	-------

「該当しない」箇所が1つでもある場合は登録できませんのでご注意ください。

資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと	該当する	該当しない
みなし大企業ではないこと（※1）	該当する	該当しない
本店所在地が東京圏（※2）のうち条件不利地域（※3）以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと	該当する	該当しない
雇用保険の適用事業主であること	該当する	該当しない
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと	該当する	該当しない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと	該当する	該当しない

（2） その他

移住支援金の対象として申し込む求人は週20時間以上の無期雇用契約であること	該当する	該当しない
移住支援金の対象として申し込む求人は移住支援金受給者が宮城県内への居住を原則として5年以上継続できる職であること	該当する	該当しない
別紙「移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項」に記載された内容について	誓約する	誓約しない

※1 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円未満の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ③ 資本金10億円以上の法人の役員1人以上を占めている資本金10億円未満の法人

（注）上記項目の資本金10億円以上の法人が2（1）の2番目の要件で本事業の対象となる場合には、同項目の判定に当たり資本金10億円以上の法人として考慮しない。

※2 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県

※3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。

必ず、次頁の「様式2-1別紙」をお読みいただき、内容をご確認のうえ、「誓約する」を○で囲んでください。

**こちらは記載不要ですが、申請の際にはこの頁までを印刷
のうえご提出願います。**

(様式 2 - 1 別紙)

移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項

- 1 宮城県移住支援事業・マッチング支援事業に関する報告及び立入調査について、宮城県及び宮城県内の市町村から求められた場合には、それに応じます。
- 2 移住支援金対象法人の要件を満たさなくなった場合は、速やかに宮城県及びみやぎジョブカフェに報告し、当該登録の取り消しに応じます。
- 3 マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、当該登録の取り消しに応じます。
- 4 移住支援金の申請者から就業証明書等の必要書類の発行を求められた場合には、それに応じます。
- 5 移住支援金受給者が就業後 1 年以内に離職した場合は、速やかに採用時の居住市町村及びみやぎジョブカフェに報告します。
- 6 移住支援金受給者が申請日から 1 年が経過した時点で継続して職に就いている場合には、その旨を採用時の居住市町村に報告します。
- 7 以下の点について、確認し同意します。
 - (1) 移住支援金対象法人に登録された場合、まず、みやぎジョブカフェが定める申込書の内容を基に簡易な求人情報を宮城県のホームページ及びみやぎ移住・交流ガイドに掲載します。その後、ヒアリングを行い詳細な求人情報を作成しみやぎ移住・交流ガイドに掲載しますが、その時期や作成順については作業効率等を考慮し宮城県が決定します。
 - (2) みやぎ移住・交流ガイドに掲載された求人情報は、協力民間求人サイト運営事業者等とのデータ連携によって拡散され、協力民間求人サイト等にも掲載されます。